

日本遺産 (Japan Heritage) 認定制度と 地域のジャパンコンテンツとしての 「盛岡さんさ踊り」のご紹介



弁護士知財ネット
ジャパンコンテンツ調査研究チーム
(岩手弁護士会所属)
弁護士 遠藤 大介

～はじめに～

2020年オリンピック・パラリンピックの開催が東京に決まる中、文化庁を中心として、今後の文化芸術の基本方針や「文化プログラム」の実現に向けた様々な活動が各地で行われている。なぜなら、オリンピズムは、オリンピック憲章にも謳われているように、人生哲学であり、肉体と意思と知性の資質を高めて融合させた、均衡のとれた総体としての人間を目指すものであるため、スポーツを文化と教育と融合させるための、いわゆる「文化プログラム」の実施は、オリンピック開催国の義務であるとされているからである。

そこで、今回は、第1部において、各地で実施されている多くの「文化プログラム」の活動の中でも、特に、オリンピック後を見据えた文化政策の中心として位置づけられている「日本遺産 (Japan Heritage)」の認定制度について簡単にご紹介した上で、第2部として、今後、日本遺産 (Japan Heritage) に認定されることが期待される地方に根付く文化等 (ジャパンコンテンツ) の一例として、岩手県の「盛岡さんさ踊り」をインタビュー形式でご紹介したい。

第1部 日本遺産 (Japan Heritage) 認定制度について

1. 日本遺産 (Japan Heritage) 認定制度

まず、日本遺産 (Japan Heritage) 認定制度とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性を図ることを目的とした文化政策である。

そして、ここで言うストーリーとは、単なる歴史や文化財の説明ではなく、地域に根ざし世代を超えて受け継がれている内容であり、かつ、歴史的魅力発信のための明確なテーマ設定がなされていることが求められている。

すなわち、従来型の文化財行政が、個々の遺産 (国宝・重要文化財・史跡・無形文化財など) ごとに、それらをいわば「点」として指定した上で、その「保存」行為に重点を置いていたこと